

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」に対する  
意見公募の実施結果について

令和7年●月●日

経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」に関して、以下のとおり意見公募手続を実施しました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

**1. 実施期間等**

(1) 意見募集期間

令和7年4月26日～5月25日

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページにより周知を図り、e-Govにより御意見を募集。

**2. 提出意見数**

3件

※ なお、「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」に言及のない御意見（1件）については、電力・ガス監視等委員会事務局の考え方は示しませんが、御意見は承っております。

**3. 結果の公示日、提出意見及び提出意見に対する考え方**

(1) 結果の公示日

令和7年●月●日（●）

(2) 別紙のとおり

**4. 本件に対するお問い合わせ先**

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課

TEL：03-3501-1585

## いただいた御意見に対する考え方（案）

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、誤字や変換ミス等は修正・追記しております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>拝啓 貴職におかれましては、我が国のエネルギー政策の推進にご尽力賜り、深甚なる敬意を表します。</p> <p>さて、2022年度より施行された新たなインバランス料金制度は、需給調整市場の導入に伴い、発電事業者及び小売電気事業者に対する需給調整のインセンティブを強化することを目的としております。しかしながら、現行制度には以下のような構造的課題が存在し、これらを克服するための抜本的改革が求められます。</p> <p><b>【現行制度の構造的課題】</b></p> <p>需給ひっ迫時のインバランス料金の急激な上昇</p> <p>現行制度では、需給ひっ迫時にインバランス料金が最大 600 円/kWh まで上昇する仕組みとなっており、これは卸電力市場の相場からかけ離れた高額であるとの指摘があります。特に、予備率が 3%以下となった場合に適用される上限料金は、過去の需給ひっ迫時の実態を上回る可能性があり、事業者の経済的負担を増大させる懸念があります。</p>	<p>①「需給ひっ迫時のインバランス料金の上限設定の見直し」の御意見について</p> <p>需給ひっ迫時補正インバランス料金は、需給ひっ迫時の不足インバランスが、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながることから、こうした影響をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、需給ひっ迫の度合いに応じて料金を上昇させることで、需給の改善を促していく仕組みです。</p> <p>需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格は、緊急的に供給力を 1 kWh 追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに 1 kWh 確保するために十分な価格ということから、新たにDRを追加的に確保するのに必要となる価格として、2018年度及び2019年度向け電源I'の公募結果から電源I'として確保したDRを一般送配電事業者が想定する回数発動した場合の価格を参考に、原則として600円/kWhとしました。しかしながら、2022年度からの制度開始以降、激変緩和による暫定的な措置として、200円/kWhを適用しており、この水準については、インバランスの発生状況やインバランス料金の状況等を確認した上で、必要に応じ見直しを検討することとされています。</p> <p>今般、制度設計・監視専門会合での議論の結果を踏まえ、需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格については、段階的に様子を見ていくという観点</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>需給調整市場の機能と市場参加者の行動誘導の不整合</p> <p>需給調整市場の導入により、発電事業者及び小売電気事業者は需給バランスの調整に対するインセンティブを有することとなりましたが、インバランス料金の設計が需給調整市場の機能と整合していない場合、市場参加者の行動が必ずしも望ましい需給調整を促進しない可能性があります。</p> <p>インバランス料金の算定方法の透明性と予見可能性の欠如</p> <p>インバランス料金の算定における基準やパラメータが不明確であり、事業者が将来の料金水準を予見することが困難です。これにより、事業者のリスクマネジメントが難航し、適切な需給調整のための投資や運用が抑制される可能性があります。</p> <p><b>【抜本的改革提案】</b></p> <p>需給ひっ迫時のインバランス料金の上限設定の見直し</p> <p>需給ひっ迫時に適用されるインバランス料金の上限を、卸電力市場の相場に近い水準に設定することで、市場参加者の負担感を軽減し、需給調整市場の機能を適切に活用できるようにします。具体的には、需給ひっ迫の度合いに応じて段階的に上昇する料金体系を導入し、過度な料金上昇を抑制します。</p>	<p>などから原則の 600 円/kWh ではなく、300 円/kWh に見直します。</p> <p>②「需給調整市場とインバランス料金制度の整合性の確保」の御意見について</p> <p>インバランス料金は、インバランスが追加的に 1 単位増えたとすれば発生したであろう需給調整のコストを反映することが適当であるとの考えの下、インバランスを調整するために用いられた調整力の限界的な kWh 価格を引用しており、インバランス料金制度は、需給調整市場等で確保された調整力の運用（調整力 kWh 価格）と整合性のとれた制度設計としております。</p> <p>③「インバランス料金の算定方法の透明性と予見可能性の向上」の御意見について</p> <p>御意見のとおり、インバランス料金の算定方法の透明性と予見性の確保は重要であるとの認識の下、インバランス料金に係る関連情報公表については、インバランス料金やその算定諸元の情報に限らず、系統の需給に関する情報や調整力に関する情報など多岐にわたっており、その公表タイミングも多くの情報がタイムリー（実需給終了後 30 分以内など）に公表されています。</p> <p>インバランス料金に係る関連情報公表については、継続的に検証を行い、必要に応じて情報公表の改善を検討していきます。</p> <p><b>【参考】</b> インバランス料金情報公表ウェブサイト</p> <p>URL : <a href="https://www.imbalanceprices-cs.jp/">https://www.imbalanceprices-cs.jp/</a></p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>需給調整市場とインバランス料金制度の整合性の確保</p> <p>需給調整市場の価格信号とインバランス料金制度の設計を整合させることで、市場参加者が需給調整市場を適切に活用し、インバランスの発生を抑制するインセンティブを強化します。具体的には、需給調整市場の価格とインバランス料金の算定基準を連動させ、両者の整合性を確保します。</p> <p>インバランス料金の算定方法の透明性と予見可能性の向上</p> <p>インバランス料金の算定に用いる基準やパラメータを公開し、事業者が将来の料金水準を予見できるようにします。これにより、事業者は適切なリスクマネジメントを行い、需給調整のための投資や運用を計画的に実施することが可能となります。</p> <p><b>【結語】</b></p> <p>電力システムの安定性と効率性を確保するためには、インバランス料金制度の適切な設計が不可欠です。上記の提案を実現することで、市場参加者の行動が望ましい需給調整を促進し、電力システムの安定運用に寄与するものと確信しております。</p> <p>貴職におかれましては、本提案の趣旨をご理解いただき、速やかな制度改革の実行をお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-1	<p>■意見1.</p> <p>●該当箇所 P9</p> <p>(9) 長期間 kW 需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格が継続した場合の措置</p> <p>●意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本措置の導入について賛同いたします</li> <li>・導入後に検証を進め、必要に応じて見直し等の検討をお願いします</li> </ul> <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度冬季のスポット市場高騰時には、サーキットブレーカー等の措置導入を求める声も多くあった一方で、2022年度以降のインバランス料金の上限価格を前倒して導入した経緯も踏まえ、事業者の影響緩和に資するものとして賛同いたします</li> <li>・導入後は、期間、閾値等の設定値が十分であるか、事業者の意見も参考に検証を進めていただくようお願いします。加えて、200円/kWhを超えない範囲であっても、価格高騰が継続した場合等は、高騰原因等も考慮し、100円/kWhとする措置を発動する等、柔軟な対応ができるよう検討をお願いします</li> </ul>	<p>本措置が発動した場合には、事後検証を実施し、必要に応じて見直し等の検討を行っていきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-2	<p>■意見 2.</p> <p>●該当箇所 P14</p> <p>3. タイムリーな情報公表の詳細</p> <p>●意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表されるべき情報の項目及びタイミングについて、1～4の情報公表の意義に適ったものとなっているか、事業者の意見も参考に検証をお願いしたい</li> <li>・意義 3 適正な競争の確保（情報格差の防止）については、十分な監視と必要な措置について検討をお願いしたい</li> </ul> <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公表についてはその意義に適ったものか利用者側の意見も参考に、より事業者の予見性向上に資するものとなるよう、検証と見直しを進めていただきたい</li> <li>・意義 3 適正な競争の確保（情報格差の防止）については、電力市場における適正な競争を確保する観点から、一部の者（調整力提供者）のみがインバランス料金の予測に資する情報を持つことがないようにする」との記載のとおり、特に大手電力の発電と自社小売間のみで情報が開示されていないことがないよう、十分な監視と必要な措置について検討をお願いしたい</li> </ul>	<p>インバランス料金のタイムリーな情報公表につきましては、その意義（①需給バランス確保の円滑化を通じた安定供給の確保、②電気の有効利用の促進・新たなビジネスモデルの育成、③適正な競争の確保（情報格差の防止）、④インバランス精算の透明性の確保）に則したものとなっているか、継続的に検証を行い、必要に応じて情報公表の改善を検討していきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	<p>時間前市場の情報公表の拡充について、2026年4月からの実施を目指すとしているが、JEPXシステム更新（新API導入）までのリードタイムが短く、かつ新旧システムの平行稼働期間が設けられていないことから、現状のスケジュールでシステム更新が行われた場合、2026年4月当初の時間前入札への対応が困難な見通しである。</p> <p>インバランス料金制度の見直しと同時に時間前入札量が減少することにもつながりかねないことから、JEPXシステム更新時期の見直し（例：2026年度下期）、および並行稼働期間の手当てについてJEPXとご調整いただきたい。</p>	<p>時間前市場の情報公表の拡充については、日本卸電力取引所等において検討を進めており、いただいた御意見については、システム更新を行う日本卸電力取引所に共有し、引き続き検討を進めていきます。</p>